



2006年 J A F カップオールジャパンダートトライアル J M R C 全国 オールスターダートトライアル I N 九州

特別規則書（草案）

第1条 競技会の定義および組織

2006年JAFカップオールジャパンダートトライアル/JMRC全国オールスターダートトライアル IN九州は、社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2006年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定（第1章および第2章を除く）、2006年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 競技会の名称

2006年 J A F カップオールジャパンダートトライアル
J M R C 全国オールスターダートトライアル I N 九州

第3条 競技種目

ダートトライアル

第4条 競技の格式

J A F 公認：国内競技、J A F 公認番号 2 0 0 6 - 号

第5条 開催日程

2006年11月11日（土）～11月12日（日） 2日間

第6条 競技会開催場所（コース公認 2006 - - 4002）

名称：三井オートスポーツランド ダートコース
所在地：福岡県大牟田市新開町3-1
担当者名：坂田 信矢
TEL：0944-43-0171
FAX：0944-43-3600

第7条 オーガナイザー等

1. オーガナイザー

名称：シー・アール・エム・シー（CRMCS）
代表者名：筒井 隆幸
所在地：〒820-0206
福岡県嘉麻市鴨生724 エナジイモータースポーツ
TEL：0948-42-6271
FAX：0948-42-4360

名称：チームビッグウェイ（BIGWAY）
代表者名：橋本 和信
所在地：〒865-0023
熊本県玉名市大倉720-4 モータースポーツハシモト
TEL：0968-74-0108
FAX：0958-74-0109

第8条 大会役員

- ・大会会長：中村 善浩（JMRC九州運営委員長）
- ・大会副会長：中村 靖比古（JMRC東北運営委員長）

第9条 組織委員会

- ・組織委員長：橋本 和信（JMRC九州）
- ・組織委員：笠原 司（JMRC北海道）
- ・組織委員：日向 俊男（JMRC東北）
- ・組織委員：横倉 正道（JMRC関東）
- ・組織委員：福田 淳三（JMRC中部）
- ・組織委員：円実 司（JMRC近畿）
- ・組織委員：岩根 つもる（JMRC中国）
- ・組織委員：藤沢 繁美（JMRC四国）

第10条 競技会主要役員

1. 競技会審査委員会

- ・競技会審査委員長：武山 策彌（JAF派遣）
- ・競技会審査委員：神谷 和潤（JAF派遣）
- ・競技会審査委員：小西 俊嗣（組織委員会任命）

2. 競技役員
- ・ 競技長 : 今福 和彦 (C R M C)
 - ・ 副競技長 : 牟田 喜利 (A G G R E S S I V)
 - ・ コース委員長 : 星野 元 (F M S C)
 - ・ 副コース委員長 : 筒井 隆幸 (C R M C)
 - ・ 計時委員長 : 永嶋 誠二 (C R M C)
 - ・ 副計時委員長 : 上田 純一 (B I G W A Y)
 - ・ 技術委員長 : 小関 正則 (R A S C A L)
 - ・ 副技術委員長 : 野上 誠司 (C R M C)
 - ・ パドック委員長 : 中嶋 慎次 (F M S C)
 - ・ 副パドック委員長 : 中島 有彦 (C R M C)
 - ・ 救急委員長 : 水口 公二 (C R M C)
 - ・ 医師 : 川崎 裕司
 - ・ 事務局長 : 村瀬 晴信 (R A S C A L)

第11条 参加申込および参加費用

1. 参加申込場所および問い合わせ先 (大会事務局)

JAF全日本選手権シリーズの出場資格保有者

所在地 : 〒812-0063

福岡県福岡市東区原田2-33-13 (アルテックレーシング内)

担当者 : 拝志 紀子

T E L : 0 9 2 - 6 2 1 - 0 6 5 0

F A X : 0 9 2 - 6 2 2 - 6 7 0 7

JAF地方選手権およびJMRC選抜戦シリーズの出場資格保有者

下記の夫々の地区担当部会長まで

- ・ 北海道地区 : 〒080-0021 北海道帯広市西十一条南26-23
カサハラエンジニアサービス内 笠原 司 T E L : 0 1 5 5 - 2 2 - 5 6 0 5
- ・ 東北地区 : 〒039-1161 青森県八戸市河原木字小田58
(有)カーショップ日向内 日向俊男 T E L : 0 1 7 8 - 2 8 - 0 0 7 5
- ・ 関東地区 : 〒192-0355 東京都八王子市堀之内3丁目21-9
横倉正道 T E L : 0 4 2 6 - 7 6 - 2 5 7 4
- ・ 中部地区 : 〒924-0821 石川県白山市木津町1061
福田淳三 T E L : 0 7 6 - 2 7 6 - 5 7 5 3
- ・ 近畿地区 : 〒606-0022 京都市左京区岩倉三宅町58-13
円実 司 T E L : 0 7 5 - 7 1 1 - 8 9 7 6
- ・ 中国地区 : 〒738-0034 広島県廿日市市宮内1450
岩根自動車板金内 岩根つもる T E L : 0 8 2 9 - 3 9 - 0 5 9 0
- ・ 四国地区 : 〒760-0005 香川県高松市宮脇町1-8-26
藤沢 繁美 T E L : 0 8 7 - 8 3 1 - 5 7 8 9
- ・ 九州地区 : 〒820-1112 福岡県飯塚市鹿毛馬266-1
今福 和彦 T E L : 0 9 4 9 6 - 2 - 0 2 5 2

2. 参加受付期間 : 受付開始 2006年 9月25日
締切日 2006年10月12日必着

3. 提出書類 : 所定の参加申込書、車両申告書、選手紹介書等に必要事項を記入し、競技参加者、競技運転者、サービス員が誓約文へ、それぞれ署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。

4. 参加料 : (サービス員1名分を含む)

- 1) JAFカップクラス
 - 35,000円 (JMRC会員以外)
 - 30,000円 (JMRC会員)
- 2) レディースクラス
 - 25,000円

5. その他 :

- 1) 追加サービス員登録料 1名につき 2,000円
- 2) サービスカー登録および予備スペース料 1台につき 3,000円
パドック内スペース (スペースは2.2m×5m以内)
- 3) 公開練習 2回走行 5,000円
公開練習は公式競技ではなく、公式競技に適用される諸規則は適用されず、参加は任意です。

第12条 サービス員、サービスカー

競技参加者は、パドックサービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについて競技参加申込と同時に登録を必要とする。

登録したサービスカーは、パドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両は、オーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

第13条 競技のタイムスケジュール

2005年11月12日(土)

・ゲートオープン	6:30
・公開練習受付	8:15~12:00
・公開練習	9:00~14:30
・公式参加確認受付A	14:00~16:00
・公式車両検査A	14:40~16:30
・車両保管	17:00~翌05:00

2005年11月13日(日)

・ゲートオープン	5:00
・公式参加確認受付B	6:00~7:00
・公式車両検査B	6:00~7:30
・慣熟歩行	6:30~7:45
・開会式/ドライバーズブリーフィング	8:00~8:20
・第1ヒート	8:45~
・慣熟走行(歩行)	第1ヒート終了後40分間
・第2ヒート	慣熟歩行終了後10分後
・表彰式(閉会式)	15:30~(予定)

第14条 参加資格と優先順位

- 2006年度全日本選手権シリーズの各部門、各クラスの上位成績者3名。
- 2006年度各地区の地方選手権シリーズの各部門、各クラスの上位成績者3名。
- 2006年度各地区のJMRC上級シリーズ選抜戦の各部門、各クラスの上位成績者2名
(5.による審査請求要)
- 2006年度各地区のJMRCにおけるその他のシリーズ選抜戦の各部門、各クラスの上位成績者1名
(5.による審査請求要)
- オーガナイザーの申請に基づき、JAFが審査の上、認められた者。
ただし、前項1.および2.に定めてある参加資格および優先順位を妨げてはならない。

第15条 参加制限

- 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。
- 同一車両による重複参加は第14条2.~5.項により選出された者に限り認められる。
- 重複参加は全日本選手権シリーズからの参加者その他のシリーズからの参加者の重複参加は認める。
- 重複参加はエキビジョンクラスとJAFカップクラスとの重複参加は認める。

第16条 参加受理

参加申込み締め切り後、参加申込み者に対して参加の許諾を通知する。クラスが不成立の場合は、受理書にて通知する。

第17条 参加拒否

オーガナイザーは、理由を示すことなく参加を拒否する権限を有する。この場合、事務手数料1,000円を差し引いて参加料を返却する。

第18条 参加者および競技運転者(ドライバー)

- 参加者は、有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 満20才未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第19条 参加台数

最大参加総台数は、180台までとする。

第20条 参加車両および競技クラス区分

- 参加車両
参加車両は、2006年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条に従ったN、SA、SC及びD車両とする。
- クラス区分:
JAFカップ対象外のエキビジョンクラスを併設する。
JAFカップクラス
参加車両の気筒容積に基づき、下記の通りクラス区分される。
 - スピードN車両部門:
クラス1:2輪駆動のN車両。
クラス2:気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両。
クラス3:気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両。

- 2) スピード S A 車両部門：
クラス 1：2 輪駆動の S A 車両。
クラス 2：4 輪駆動の S A 車両。
- 3) スピード S C 車両部門：
クラス 1：2 輪駆動の S C 車両。
クラス 2：気筒容積 1 6 0 0 cc以下の 4 輪駆動の S C 車両。
クラス 3：気筒容積 1 6 0 0 ccを超える 4 輪駆動の S C 車両。
- 4) スピード D 車両部門：(クラス区分なし)

エキビジョンクラス
レディースクラス (N 車両、S A 車両：クラス区分なし)

第 2 1 条 ドライバー変更および車両変更

1. ドライバー変更は認められない。
2. 車両変更
1) 参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
2) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
3) 車両変更申請は公式参加確認受付 B の終了までとする。

第 2 2 条 車両検査

1. 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。
また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
2. 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または技術委員長からの修正指示に従わない場合は当該競技に参加できない。
3. すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
4. 競技番号 (ゼッケン) は公式車両検査前までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
5. 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
6. 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
7. 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。
8. 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
9. 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
10. 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし (コース走行中または走行のための移動を除く)、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
11. 参加者は、当該年の日本ジムカーナ / ゲートトライアル選手権規定第 5 章第 3 2 条 2 . に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
12. 参加者は、競技走行中に転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第 2 3 条 競技車両のパドック待機

1. 競技車両は、車両検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする (コースを走行中または走行のための移動を除く)。
2. パドック待機中の競技車両はタイヤ交換、プラグ交換、V ベルト交換 (調整) の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

第 2 4 条 ドライバースプリーフィング

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てスプリーフィングを開催する。
2. ドライバーはスプリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

第 2 5 条 慣熟歩行

慣熟歩行は、タイムスケジュールに従い徒歩にて行う。

第 2 6 条 競技運転者の装備

1. 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
2. 競技ヘルメットは、「J A F 「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

第 2 7 条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要項」に定めら

れた信号によって伝達される。

- 国旗またはクラブ旗：スタート合図
- 黄旗：パイロン移動、転倒、脱輪
- 黒旗：ミスコース
- 赤旗：危険有り直ちに停止せよ
- 緑旗：コースクリア
- チェッカー旗：ゴール合図

(ブリーフィングにて提示方法[静止/振動]を告知されるものとする)

第28条 スタート

スタート前、コース査察車(マーシャルカー)により、赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を施す。

1. スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
2. スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート方法とする。
3. 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

第29条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第30条 計時

1. 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
2. 計測は、自動計測機器にて1/1000秒以上まで計測し、その計測結果を成績とする。
3. 万一自動計測機器による計測不能等が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測機器のタイムを成績とする。
4. 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、結果成績表からその名前が抹消される。

第31条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

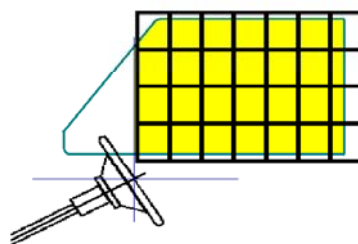
1. セカンドタイムの良好な者。
2. 排気量の小さい順。
3. 競技会審査委員会の決定による。

第33条 競技上のペナルティ

1. スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
2. スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
3. 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
4. コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
5. ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
6. 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
7. ドライバーズブリーフィングに欠席の場合罰金3万円、遅刻の場合1万円とする。
8. スタート後、3分を経過しても最終のコントロールラインに達しない場合、当該ヒートを無効とする。
9. コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

第34条 一般安全規定

1. オープンカーは乗員保護のため、6点式以上のロールバーを装着しなければならない。
2. 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
3. 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。
ダートトライアル競技についてはネットの装着を強く推奨する。
その場合、ネットは以下の仕様でなければならない、窓の開口部をステアリングホイールの中心まで塞がなければならない。



- ・材質：耐摩耗性のあるもの
- ・帯の最小幅：19mm
- ・網目の最小サイズ：25×25mm
- ・網目の最大サイズ：60×60mm

- ・装着要領：脱着可能であること。

ロールバーにネットを装着する場合、ロールバーに加工を施してはならない。

取付具を用いて装着する場合、取付具が突起物とならないこと。

4. パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
5. ゴール（フィニッシュライン）後の直線区間（減速レーン）では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間（減速レーン）通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
6. エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
7. パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んではない。
8. パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備し、給油すること。

第35条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

1. 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長または競技長補佐に提出すること。
2. 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
3. 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
4. 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
5. 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第36条 抗議の制限時間

1. 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
2. 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第37条 競技会の延期、中止、または短縮

1. 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
2. 競技の成立は第1ヒートが終了した時点で成立する。
3. オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還すること。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

第38条 賞典

1. 各クラス（レディース除く）
 - 1位：JAFカップ、トロフィー、副賞
 - 2位～6位：JAF賞典、トロフィー、副賞
2. レディースクラス
 - 1位～3位：トロフィー、副賞
3. 特別賞（地区対抗戦等）
但し、オーガナイザーが準備する賞典の授与対象は参加台数により変更される場合がある。その内容は公式通知に記す。

第39条 遵守事項

1. 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本統一規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
2. 参加者は、当該選手権に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
3. 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
4. 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第40条 本規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第41条 罰則

1. 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
2. 本統一規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第40条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 競技運転者は、競技に有効な保険（死亡1,000万円以上）の加入者、又はJMRC全国共同共済加入者に限る。
2. 本統一規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
3. 本統一規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
4. 本統一規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上
大会組織委員会